

北広島市個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年北広島市条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付に要する費用)

第2条 条例第5条に規定する写しの交付に要する費用は、当該写しの作成又は送付に係る実費相当額とする。

2 前項の費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の費用は、市長が発行する納入通知書により納入しなければならない。ただし、これにより難いときは、この限りでない。

(運用状況の公表)

第3条 条例第7条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について、北広島市広報紙に掲載して行うものとする。

(1) 開示請求、訂正請求及び利用停止等に係る請求の件数

(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止等に係る決定等の状況

(3) 審査請求の状況

(4) その他必要な事項

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(北広島市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 北広島市個人情報保護条例施行規則(平成15年北広島市規則第25号)は、廃止する。